

公益財団法人大分県建設技術センター職員給与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県建設技術センター（以下「センター」という。）の職員給与の支給について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 この規程による給与は、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。ただし、県職員退職者については、給料、管理職手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の額及び支給基準)

第3条 給与の額及び支給基準については、大分県職員の例による。

ただし、管理職手当及び特殊勤務手当については、理事長が別に定める。

2 県職員退職者の基本給等については、県と協議の上、理事長が別に定める。

(支給の方法等)

第4条 第2条に定める給与の支給方法は、大分県職員の例による。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。